

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	湯屋 (湯屋町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域内の農地は、地域内の集落営農法人(〇〇〇〇)が23.3haと地域外の認定農業者2名が4.0ha、その他の利用者が20.4haの耕作を行っている。
- ・担い手以外の農地20.4haの利用について、後継者不在の農地が多く、耕作者の確保が必要。
- ・地域の活性化を図るため、既存品目の安定生産や新たな作物の導入に向けた取組の検討が必要。
- ・集落営農法人内での担い手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・耕作放棄地の未然防止に努める。
- ・担い手を中心に適地適作を基本とした農地利用を考え、水稻・小麦・大豆の体系で生産量の安定と高品質を目指し、経営の安定化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

〇〇〇〇を基本に担い手へ農地を集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員と調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付けを検討し、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

昭和59年に圃場整備事業が完了している。整備後、約40年が経過し老朽化が進んでいる。今後も生産効率を高め、担い手への農地の集積の加速化や高付加価値化を推進するため、修繕等取り組み可能な事業があれば活用していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

既存の〇〇〇〇の次世代の人材確保を図るとともに、地域内外から、新たな農業者の希望があった場合は、意向を踏まえながら地区の担い手として育成・確保に向け取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる病害虫・雑草防除作業は、委託先を都度協議し委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③〇〇〇〇では、規模拡大による生産性向上とともにトラクターやコンバインなどの農機の更新時には、スマート農機の導入による省力化・効率化を図る。

⑦離農や規模縮小する農家の農地は、〇〇〇〇が借り受け、耕作放棄地を防止に努めるとともに、湯屋町内農地は地域内の農業者により維持管理を図る。

⑧兼業農家や地主などの非担い手は、畦畔除草、水管理、共同作業、オペレーター等の作業について〇〇〇〇との連携に努める。